

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)(変更案)の縦覧について

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第19条第7項の規定により農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)の変更案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます

令和7年8月27日

西都市長 押川 修一郎



1 地域計画(変更案)を策定した地域

園元、三日市地区

新開、大口川、祇園原地区

2 縦覧期間

令和7年8月28日(木曜日)から令和7年9月10日(水曜日)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝祭日除く)

3 縦覧場所

西都市聖陵町2丁目1番地

西都市役所農林課農地対策係(本庁舎2階)

4 意見書の提出について

計画案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1)提出者

意見書を提出できる者は、当該地域計画の利害関係人

(2)提出期限

令和7年9月10日(水曜日)

(3)提出方法

直接持参、郵送、電子メール又はファックスにより提出すること。郵送提出の場合は提出期限必着である必要があるものとする。

なお、電話による意見は受け付けません。

(4) 提出先

【直接持参又は郵送の場合】

881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市役所農林課農地対策係(本庁舎2階)

【電子メールの場合】

nourin@city.saito.lg.jp

【ファックスの場合】

0983-43-4865

(5) 意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨と処理結果を併せて公告します。